

高槻市営富寿栄住宅建替事業  
落札者決定基準

令和2年7月3日

高 槻 市

## 目次

第1 審査の概要.....	1
1 落札者決定基準の位置付け.....	1
2 審査方法.....	1
3 選定委員会の設置.....	1
4 審査全体の流れ.....	1
第2. 第一次審査（入札参加資格審査）.....	3
1 第一次審査の流れ.....	3
2 資格審査及び実績審査.....	3
第3. 第二次審査.....	3
1 第二次審査の流れ.....	3
2 第二次審査の内容.....	3
3 提案内容の位置付け.....	4
4 提案内容の評価に関する基本的考え方.....	4
第4. 落札者の決定.....	10

別紙1：「地域経済配慮（市内事業者の関わり方等）」得点イメージ

## **第 1 審査の概要**

### **1 落札者決定基準の位置付け**

本落札者決定基準は、高槻市（以下「市」という。）が高槻市宮富寿栄住宅建替事業（以下「本事業」という。）の落札者を決定するに当たって、最も優れた提案者を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する入札説明書等と一体のものとして扱う。

### **2 審査方法**

本事業を実施する事業者の選定方法は、透明性・公平性及び競争性の担保の確保に配慮したうえで、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下「入札価格」という。）及び事業提案書の提案内容等（以下「提案内容」という。）を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2）を採用する。

### **3 選定委員会の設置**

市は、提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「高槻市 P F I 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、提案内容に対して評価を行い、落札者候補を選定し市に答申する。

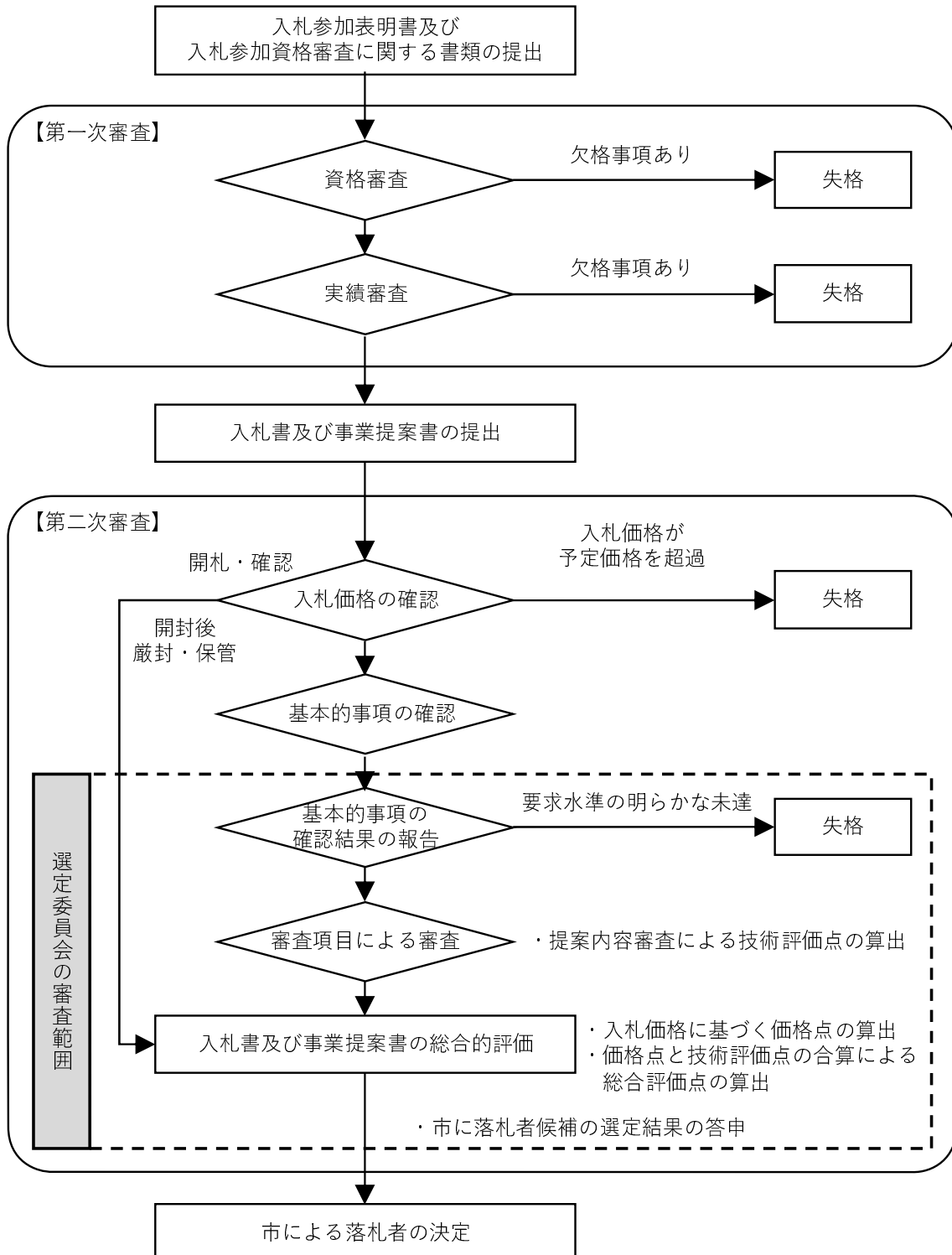
市は、この答申を踏まえ、落札者を決定する。

### **4 審査全体の流れ**

審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加希望者の資格、実績といった事業遂行能力を確認する「第一次審査」と、第一次審査を通過した入札参加者の提案内容を審査する「第二次審査」を実施する。

なお、第一次審査における審査は、第二次審査のための事業提案書を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響しない。

《審査全体（落札者決定）の流れ》



## **第2. 第一次審査（入札参加資格審査）**

### **1 第一次審査の流れ**

第一次審査では、入札参加希望者が、入札参加者として備えるべき資格要件及び本事業を遂行するに当たって必要な能力があると認められるに値する実績等を有しているかどうかを審査する。

### **2 資格審査及び実績審査**

入札参加希望者が、入札説明書の「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、入札参加資格審査に関する提出書類に基づき審査する。

## **第3. 第二次審査**

### **1 第二次審査の流れ**

第二次審査では、第一次審査により入札参加資格があると認められた者の提案内容に関する定性的事項及び入札価格に基づく定量的事項に基づいて、総合的な評価を行う。

この中で、選定委員会は、提案内容を後述する総合的観点による審査項目に基づいて審査し、「技術評価点」として得点化を行う。さらに、入札価格に基づいて「価格点」を算出する。この「価格点」と「技術評価点」を合わせて、「総合評価点」を算出し、最終的に提案評価の順位付けを行う。

なお、第二次審査において、第一次審査の結果については考慮しない。

### **2 第二次審査の内容**

#### **（1） 入札価格の確認**

市は、入札参加者が提示する入札価格が予定価格以下であることの確認を行う。この条件を満たさない入札価格を提示した入札参加者は失格とする。なお、最低制限価格の設定は行わない。

#### **（2） 基本的事項確認**

市は、提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、事業提案書等への記載事項を確認し、提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であることの確認を行い、選定委員会に対して確認結果の報告を行う。

選定委員会は基本的事項の確認結果の報告を受けて、要求水準を充足していると確認される場合には適格とし、要求水準を充足していないと確認される場合には失格とする。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び入札価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った入札参加者に対して入札参加の希望を確認し、当該入札参加者が入札価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準を満たさせることを条件に、当該入札参加者を失格としないことがある。

また、要求水準を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った入札参加者に直接確認することがある。

なお、市による上記確認は、当該入札参加者の提案についての要求水準違反を免除ないし受容するものではない。

### **3 提案内容の位置付け**

PFI 事業では、入札時点では設計が完了していないため、事業契約書に定める「設計業務」が完了した後に、施設の仕様、設計内容、建設業務等の具体的内容が決定されることになるが、総合評価一般競争入札においては、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本事業の契約上の拘束力を有することに留意すること。

#### **(1) 審査項目に基づく審査の扱い**

審査項目に基づく審査については、要求水準を超える提案が具体的に行われている内容に対して得点が付与される加算点評価を行う。原則として、落札者が提案した提案内容が、事業契約で定める業務水準となり、落札者は提案内容に拘束されるが、市は、落札者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、落札者の提案内容のうち要求水準を超える提案について、その一部または全部を事業契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、落札者はかかる市の決定に拘束されることに留意すること。

#### **(2) 選定委員会の意見の扱い**

選定委員会においては、入札参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。この場合、事業契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、落札者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する場合があることに留意すること。

### **4 提案内容の評価に関する基本的考え方**

#### **(1) 要求水準の達成確認**

市は、提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、主に提案様式集（入

札説明書の添付資料)の「要求水準チェックリスト」に基づき、事業提案書等への記載事項を確認する。提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断する。なお、入札参加者は、提案書提出時に「要求水準に関する誓約書」及び「要求水準チェックリスト」を提出し、提案内容が市の要求する要求水準を満たすことを確認し、誓約すること。

## (2) 入札書及び事業提案書の審査

### ア 評価方法

入札書及び事業提案書の審査は、選定委員会において、入札価格に基づく「価格点」と、提案内容の審査結果に基づく「技術評価点」を合わせて、「総合評価点」を算出し、総合的に評価を行う方法とする。

配点は、価格点 100 点、技術評価点 100 点の計 200 点満点とする。

### イ 審査項目に基づく審査（技術評価点の算出）

選定委員会は、7 頁に示す審査項目表（審査項目、主な審査のポイント及び配点等）に基づき、提案内容において要求水準以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について審査する。なお、主な審査のポイントの詳細は例であり、当該詳細以外の提案がなされ、選定委員会がその提案を評価すべきものと認めた場合には、評価対象とする。また、審査にあたっては、原則として、事業提案書における文章や表における記載内容を中心に、関連する設計図書等についても、適宜参照して審査を行う。提示を求める設計図等は、主として事業提案書に記載されている内容の妥当性、実現性や各記載事項の間における整合性等の確認について用いる。

また、入札参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による入札参加者へのヒアリング等の実施を予定しており、入札参加者から提出された事業提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。なお、入札参加者によるプレゼンテーション、選定委員会による入札参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、事業提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

選定委員会は、提案内容について、各審査項目ごとに、以下の評価ランクに応じた評価点を採点する。なお得点は少数点第 3 位を四捨五入して求める。

なお、すべての入札参加者の技術評価点が 30 点（100 点満点の 30%）を下回る場合は、落札者を選定しない場合がある。

【評価ランクに基づく評価点計算方法】

評価ランク		評価点
A	特に優れた提案がある	配点 × 100%
B	優れた提案がある	配点 × 80%
C	評価できる提案がある	配点 × 50%
D	一部評価できる提案がある	配点 × 20%
E	要求水準の記載を超える提案がない	配点 × 0%



【審査項目表（審査項目、主な審査のポイント及び配点等）】

No	審査項目	主な審査のポイント	関連様式No※	配点														
<b>■事業実施体制及び地域経済配慮など</b>																		
1	事業実施体制	<p><b>【実施体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施体制の信頼性</li> <li>・ 代表企業、構成企業の役割、責任の明確性、適切性</li> </ul> <p><b>【資金調達、リスク管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金調達の確実性</li> <li>・ 施工中のリスク管理体制、リスク分担、保険の付保等</li> </ul>	4-8 (別紙1含む)	7														
2	地域社会貢献、地域経済配慮	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="513 766 1139 1034" rowspan="2"> <p><b>【地域社会貢献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者の地域貢献の実績</li> <li>・ 本事業における地域貢献の取組み(まちづくり、防災、環境保全、障がい者雇用等)</li> </ul> <p><b>【地域経済配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内事業者の活用、育成に係る提案</li> <li>・ 地域・市内での消費、雇用の拡大等に係る提案</li> </ul> </td> <td data-bbox="1139 766 1224 1034" style="text-align: center; vertical-align: middle;">3点</td> <td data-bbox="1230 766 1324 1034" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4-9</td> <td data-bbox="1324 766 1401 1034" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">8</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="513 1034 1224 1384"> <p><b>【地域経済配慮(市内事業者の関わり方等)】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="520 1093 1129 1160">建設企業が市内建設業者を含むJVである場合に2点を付与する</td> <td data-bbox="1129 1093 1204 1160" style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1182 976 1375" rowspan="3">建設企業工事金額に対する「市内企業への発注予定額等」の比率の合計に応じて、1～3点を付与する。 ※別紙1「地域経済配慮得点イメージ」参照</td> <td data-bbox="976 1182 1129 1227" style="text-align: center;">30%以上</td> <td data-bbox="1129 1182 1204 1227" style="text-align: center;">3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1227 1129 1272" style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td data-bbox="1129 1227 1204 1272" style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1272 1129 1375" style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td data-bbox="1129 1272 1204 1375" style="text-align: center;">1点</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1230 1034 1324 1384" style="text-align: center; vertical-align: middle;">4-4</td> </tr> </table>	<p><b>【地域社会貢献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者の地域貢献の実績</li> <li>・ 本事業における地域貢献の取組み(まちづくり、防災、環境保全、障がい者雇用等)</li> </ul> <p><b>【地域経済配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内事業者の活用、育成に係る提案</li> <li>・ 地域・市内での消費、雇用の拡大等に係る提案</li> </ul>	3点	4-9	8	<p><b>【地域経済配慮(市内事業者の関わり方等)】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="520 1093 1129 1160">建設企業が市内建設業者を含むJVである場合に2点を付与する</td> <td data-bbox="1129 1093 1204 1160" style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1182 976 1375" rowspan="3">建設企業工事金額に対する「市内企業への発注予定額等」の比率の合計に応じて、1～3点を付与する。 ※別紙1「地域経済配慮得点イメージ」参照</td> <td data-bbox="976 1182 1129 1227" style="text-align: center;">30%以上</td> <td data-bbox="1129 1182 1204 1227" style="text-align: center;">3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1227 1129 1272" style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td data-bbox="1129 1227 1204 1272" style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1272 1129 1375" style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td data-bbox="1129 1272 1204 1375" style="text-align: center;">1点</td> </tr> </table>		建設企業が市内建設業者を含むJVである場合に2点を付与する	2点	建設企業工事金額に対する「市内企業への発注予定額等」の比率の合計に応じて、1～3点を付与する。 ※別紙1「地域経済配慮得点イメージ」参照	30%以上	3点	20%以上 30%未満	2点	10%以上 20%未満	1点	4-4
<p><b>【地域社会貢献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者の地域貢献の実績</li> <li>・ 本事業における地域貢献の取組み(まちづくり、防災、環境保全、障がい者雇用等)</li> </ul> <p><b>【地域経済配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内事業者の活用、育成に係る提案</li> <li>・ 地域・市内での消費、雇用の拡大等に係る提案</li> </ul>	3点	4-9		8														
	<p><b>【地域経済配慮(市内事業者の関わり方等)】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="520 1093 1129 1160">建設企業が市内建設業者を含むJVである場合に2点を付与する</td> <td data-bbox="1129 1093 1204 1160" style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 1182 976 1375" rowspan="3">建設企業工事金額に対する「市内企業への発注予定額等」の比率の合計に応じて、1～3点を付与する。 ※別紙1「地域経済配慮得点イメージ」参照</td> <td data-bbox="976 1182 1129 1227" style="text-align: center;">30%以上</td> <td data-bbox="1129 1182 1204 1227" style="text-align: center;">3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1227 1129 1272" style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td data-bbox="1129 1227 1204 1272" style="text-align: center;">2点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="976 1272 1129 1375" style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td data-bbox="1129 1272 1204 1375" style="text-align: center;">1点</td> </tr> </table>		建設企業が市内建設業者を含むJVである場合に2点を付与する		2点	建設企業工事金額に対する「市内企業への発注予定額等」の比率の合計に応じて、1～3点を付与する。 ※別紙1「地域経済配慮得点イメージ」参照	30%以上	3点	20%以上 30%未満	2点		10%以上 20%未満	1点	4-4				
建設企業が市内建設業者を含むJVである場合に2点を付与する	2点																	
建設企業工事金額に対する「市内企業への発注予定額等」の比率の合計に応じて、1～3点を付与する。 ※別紙1「地域経済配慮得点イメージ」参照	30%以上	3点																
	20%以上 30%未満	2点																
	10%以上 20%未満	1点																
<b>■施設計画</b>																		
3	配置・外部計画	<p><b>【良好な住環境への配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全性、防犯性、快適性、周辺環境を考慮した施設配置及び緑地や通路等の配置(特に防犯上の盗難や不審者侵入を抑止する監視性向上の工夫)</li> <li>・ 入居者のコミュニティや新しい地域交流に配慮した施設・オープンスペースの配置(集会所・ふれあい交流公園等)、地域交流動線による既存公共施設等のネットワーク化</li> </ul>	4-10	15														

No	審査項目	主な審査のポイント	関連 様式 No※	配 点
		<p><b>【近隣への配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧迫感に配慮した建物の規模・配置による周辺環境への配慮(敷地境界からの後退距離、建物高さ抑制、圧迫感低減の工夫等)</li> <li>・ プライバシーの配慮(高層階からの見下ろし・目線への配慮等)</li> <li>・ 静穏性への配慮</li> <li>・ 日照、採光、風害、電波障害、防災等の周辺の住環境への配慮</li> </ul> <p><b>【2次移転促進による第3工区入居者の早期の移転完了と余剰地確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次移転時における第3工区入居者の早期移転を図るための工夫</li> <li>・ 2期建替住宅への2次移転～第2工区内工事完了までの間の、2期建替住宅の2次移転者の生活に支障をきたさない安全対策、周辺道路の安全対策、騒音・振動・排水・臭気・塵埃などの悪影響抑制の工夫。</li> </ul>		
4	住棟・住戸計画	<p><b>【良好な住環境への配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住棟・住戸計画上の日照、採光、通風、換気、断熱、防露、防水、遮音、開放性、プライバシーへの配慮、安全性、快適性</li> <li>・ 動線、設備、仕上げ等の提案による良好な居住空間の形成</li> <li>・ タイプ別住戸の配置上のバランス</li> </ul> <p><b>【良好なコミュニティの形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住棟間、住棟内での住戸タイプのバランス(コミュニティミックスと多世代交流促進への配慮)</li> <li>・ 住棟内の公共空間(エントランスホール、EV・階段ホール、共用廊下等)計画における多様な年齢層からなる市営住宅入居者の交流への配慮</li> </ul>	4-11	15
5	市営住宅の維持管理への配慮	<p><b>【維持管理への配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 維持管理コストの縮減、更新性やメンテナンス性の向上への配慮(空家改修工事や設備機能更新時のコスト縮減に配慮した汎用品の提案等)</li> <li>・ 耐候性、耐久性への配慮</li> </ul> <p><b>【入居者管理への配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居者の修繕費用が過度な負担とならないような配慮</li> <li>・ 入居者による清掃等の管理を原則とした、あらゆる入居者にとっての管理及び生活のしやすさ</li> </ul>	4-12	13

No	審査項目	主な審査のポイント	関連 様式 No※	配 点
6	ユニバーサルデザインへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住戸・住棟内及び敷地内通路等のバリアフリー化</li> <li>・ 施設計画全般へのユニバーサルデザインの導入</li> <li>・ 高齢単身世帯の居住の配慮</li> </ul>	4-13	4
7	意匠・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の良い戸建住宅地や地域資源でもある歴史的な街並みに調和した景観の形成</li> <li>・ 周辺の歴史や緑など地域資源の活用に努めた周辺に開かれた地域の中心となるような「まちの顔」づくり</li> </ul>	4-13	4
8	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気候等(特に卓越風等)の立地条件への理解</li> <li>・ CASBEEにおけるB+評価ランク、省エネルギー設備やリサイクル材、エコマテリアルの仕様、ゴミ減量化、LCCO2削減等の環境配慮</li> </ul>	4-13	4
<b>■施工実施計画</b>				20
9	施工計画の安全性・確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工上の安全管理・品質管理</li> <li>・ スケジュールの妥当性、工期の順守</li> <li>・ 施工体制の信頼性</li> <li>・ 施工監理体制等の品質管理への配慮</li> </ul>	4-14	8
10	近隣・入居者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工期短縮の工夫</li> <li>・ 施工中の近隣・入居者に対する安全対策</li> <li>・ 解体撤去工事、建設工事の騒音、振動、排水、臭気、塵埃などの悪影響抑制(※2次移転以降の第2工区内工事中の対策提案は3.にて評価)</li> <li>・ 入居者及び近隣住民に対する説明会や苦情対応の方針、体制</li> </ul>	4-15	12
<b>■入居者移転支援計画</b>				10
11	入居者移転支援	<p><b>【確実かつ円滑な移転支援業務の遂行】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な移転支援が実施可能な人員及び体制の確保</li> <li>・ 問い合わせ等窓口の営業時間・土日祝の対応等</li> </ul> <hr/> <p><b>【入居者の負担軽減や一時多量ゴミ等の発生抑止に関する工夫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引っ越しに伴う一時多量ゴミの発生抑止、処分に関する支援</li> <li>・ 引っ越し業者の斡旋等の工夫</li> <li>・ 各種書類の記入、回収等に関する支援</li> </ul>	4-16	10

※ 関連する様式は、上記の他、適宜設計図書等を参照する。

#### ウ 入札価格に基づく審査（価格点の算出）

価格点の算出にあたっての算定式は、次式のとおりとする。なお得点は少数点第3位を四捨五入して求める。

【算定式】

$$\text{得点} = 100 \text{ 点} \times \frac{\text{全入札中最も低い入札価格}}{\text{当該入札参加者による入札価格}}$$

【換算例】

	入札価格	予定価格	得点	算出
A グループ	65 億円 (①)	72 億円	100.00 点	$100 \times (\text{①}/\text{①})$
B グループ	70 億円 (②)		92.86 点	$100 \times (\text{①}/\text{②})$
C グループ	72 億円 (③)		90.28 点	$100 \times (\text{①}/\text{③})$

#### 第4. 落札者の決定

選定委員会は、入札参加者の入札価格及び提案内容における総合評価点に基づき、落札者候補を選定し市に答申する。

なお、総合評価点の最高得点者が複数ある場合には、下記の順位で優位に評価するものとする。

- ①技術評価点が高い者
- ②審査項目中「配置・外部計画 (No.3)」「住棟・住戸計画 (No.4)」「市営住宅の維持管理への配慮 (No.5)」「近隣・入居者への配慮 (No.10)」の合計得点が高い者
- ③審査項目中「近隣・入居者への配慮 (No.10)」の得点が高い者

市は、この答申を踏まえ、落札者を決定する。

## 「地域経済配慮（市内事業者の関わり方等）」得点イメージ

## 1 市内企業への発注予定額の定義

市内企業への発注予定額とは、特定事業契約後に締結する市内企業との各業務契約のうち、2次下請契約までに最初に締結する市内企業との契約金額であり、かつ、本市が確認できるものであること。ただし、下記の額を除く。

- ① 市内構成企業が締結した市内企業との下請契約金額
- ② 甲型JVである建設企業が市内企業と下請契約を締結した場合は、当該下請契約金額に、JVの構成員である市内企業（以下「JV構成員市内企業」という。）の出資率を乗じた額
- ③ 乙型JVである建設企業が、市内企業と下請契約を締結した場合で、当該下請契約がJV構成員市内企業が担当する工事に係るものである場合は、当該下請契約金額の全額
- ④ 複数の者で業務を分担する構成企業（建設企業以外）が、市内企業と下請契約を締結した場合で、当該下請契約が市内構成企業が実施する業務に係るものである場合は、当該下請契約金額の全額

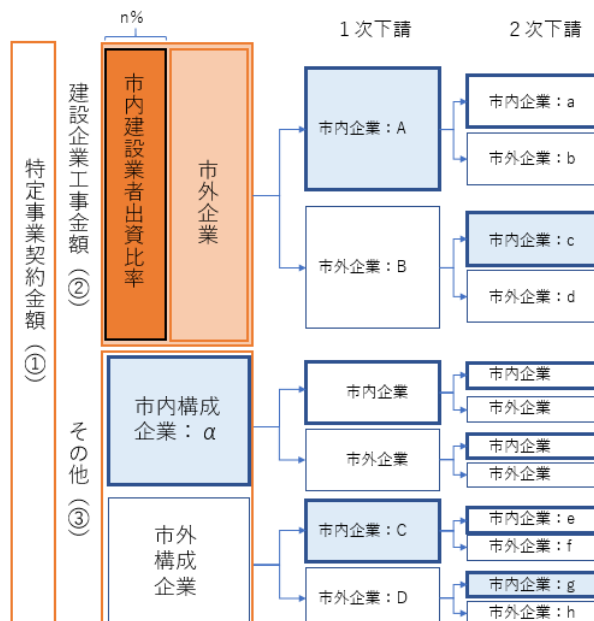
## 2 地域経済配慮（市内事業者の関わり方等）得点（合計5点満点）付与の考え方

## (1) 建設企業が市内建設業者を含むJVである場合

建設企業が市内建設業者を含むJVであることにより、2点が付与される。

次に、「建設企業工事金額」に対する、上記1の考え方に基づき算出した「市内企業への発注予定額」及び市内構成企業が実施する業務に係る金額（以下「市内企業への発注予定額等」という。）の合計の比率に応じて、審査項目整理表記載の通り、1～3点が付与される。

## ア 建設企業が甲型JVの場合

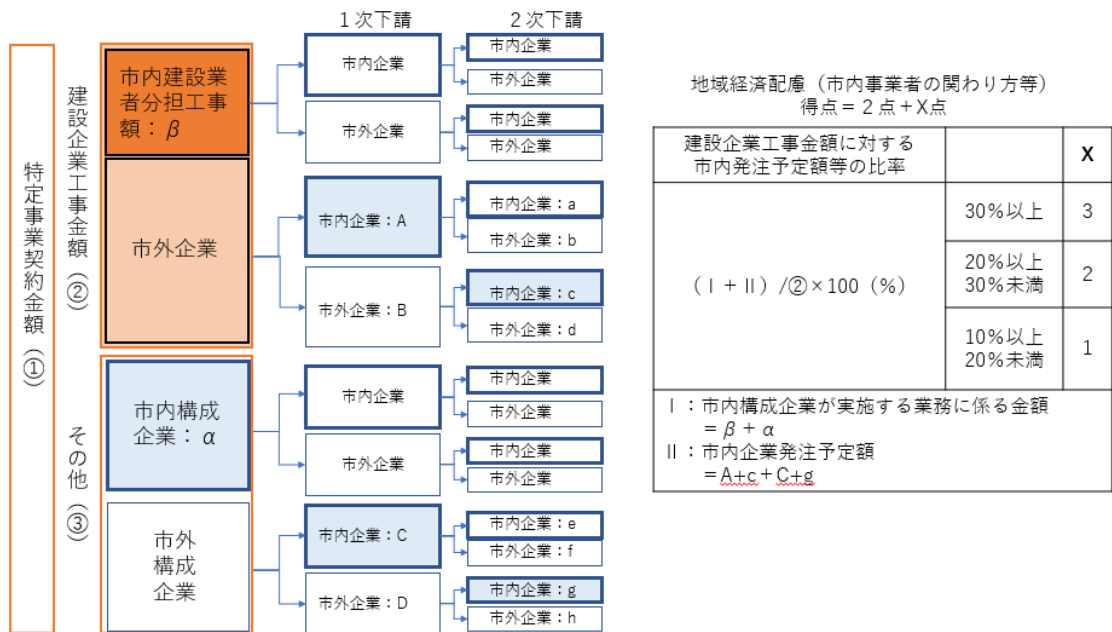


地域経済配慮（市内事業者の関わり方等）  
得点 = 2点 + X点

建設企業工事金額に対する 市内発注予定額等の比率		X
(I + II) / ② × 100 (%)	30%以上	3
	20%以上 30%未満	2
	10%以上 20%未満	1

I : 市内構成企業が実施する業務に係る金額  
= (n × 0.01 × ②) + α  
II : 市内企業発注予定額  
= { (A+c) × (100-n) × 0.01 } + (C+g)

## イ 建設企業が乙型JVの場合



## (2) 建設企業が市内建設業者を含むJVではない場合

建設企業が市内建設業者を含むJVではないため、2点は付与されない。

次に、「建設企業工事金額」に対する市内企業への発注予定額等の合計の比率に応じて、審査項目整理表記載の通り、1~3点が付与される。

